

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530563

研究課題名(和文) 会計基準設定のアウトソースに関する研究

研究課題名(英文) Study on the outsourcing of accounting standard setting

研究代表者

大石 桂一(Oishi, Keiichi)

九州大学・経済学研究科(研究院)・教授

研究者番号：10284605

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：1930年代の米国において、会計基準設定権限を付与されたSECは、そのリソース不足から自らが会計基準を設定することを断念し、会計プロフェッションに圧力をかけて会計基準設定主体となるよう誘導した。こうしてSECは「エンドーサー兼エンフォーサー」となり、「会計基準設定のアウトソース」という体制が成立した。現在、国際的にもIASBに対して同様のアウトソースが行われているが、検討の結果、IASBが正統性の源泉として「代表性」ではなく「独立性」と「専門性」を選択したことが、多くの国・地域、国際金融規制のネットワークから会計基準設定をアウトソースされる上での重要な要因となったことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In the 1930s the United States, SEC granted the accounting standard-setting authority by laws. But SEC gave up establishing accounting standards by itself because of the lack of resources, and pressured the accounting profession to be the accounting standard-setters. Thus, SEC became "endorser and enforcer", and the "outsourcing of accounting standard-setting" regime was established. Currently, similar outsourcing occurs internationally. IASB has selected the "independence" and "expertise" rather than "representativeness" as a source of its legitimacy. This is an important factor that many countries and regions, and even the network of international financial regulation outsource the accounting standard-setting to IASC.

研究分野：会計学

キーワード：会計規制 会計基準設定 アウトソース

1. 研究開始当初の背景

(1) 学術的背景

本研究の最終的な目的は「会計基準設定のアウトソース」仮説の検証を通じて、グローバルな会計規制のあり方について展望を得ることである。本研究でいう「会計基準設定のアウトソース」とは、「民間機関による会計基準設定・国家によるエンフォース」という会計規制体制を指す。

研究代表者はこれまで一貫して会計規制論の研究を行ってきた。その中で、東京大学 21 世紀グローバル COE プログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」の存在を知り、当該プロジェクトの成果から本研究の着想を得た。具体的には、法律を含む規範一般の形成とエンフォースメント、その主体としての国家と民間、という 2 つの軸から整理した論文（藤田 [2006]）は、会計基準は多くの国で「国家以外が形成し、国家がエンフォースする」というカテゴリーに属することを指摘し、これを「規範形成のアウトソース」と呼んでいる。

藤田 [2006] は、会計基準そのものを考察の対象としたものではないため、それ以上の言及はなされていない。そこで、そうした「会計基準設定のアウトソース」が最初に起こった米国のケースを検証する必要があると考えた研究代表者は、その分析枠組みを大石 [2011b] で提示し、大石 [2010a] において 1930 年代における展開を analytic narrative の手法を用いて検証した。そのさい、会計専門知識（人材）などの資源の偏在によってアウトソースのあり方が規定されることを発見した。その結果、国や時代によって資源の偏在状況は異なるため、この仮説を検証し、結論を普遍化・一般化するには、異なる国や時代との比較を行う必要があるとの認識に達した。

このことを踏まえ、日本でも戦後に証券取引法が制定されたとき、米国と同様のアウトソースが行われる可能性があったにもかかわらず、それがなされなかった要因を考察したのが大石 [2010b] である。さらに、日本でも民間機関である企業会計基準委員会（ASBJ）が誕生し、国際次元では、たとえば欧州連合（EU）において、IASB へのアウトソースが行われてきている現状を分析するための枠組みを示したのが大石 [2012] である。しかし、こうした研究代表者の一連の研究は、依然として部分的な検証、あるいは分析枠組みの提示にとどまっており、そのため、事実（史実）に照らして、さらなる検証を重ねる必要があると考えたことが本研究の動機となっている。

(2) 国内外における研究動向

会計基準設定をソフトローの観点から考察した日本の文献には、小賀坂 [2007] および松原 [2008] の 2 つがある。しかし、これらはいずれも、必ずしも比較制度論的な視点からなされた研究ではない。

また海外の研究については、Hail et al. [2010] は、米国が国際財務報告基準（IFRS）をアドプションする可能性を念頭において、グローバルな会計規制の問題を理論的に考察したすぐれた論文である。しかし、その中で「資源の偏在」について若干の言及はなされているものの、事実には照らした検証は行われていない。

<引用文献>

- 大石桂一 [2010a] 「1930 年代の米国における会計規制の展開」『会計史学会年報』第 28 号、2010 年 9 月。
- 大石桂一 [2010b] 「会計制度の設計と運用：会計基準設定機関の構成と学者の貢献」『日本の財務会計研究の棚卸し（最終報告書）』、日本会計研究学会課題研究委員会（座長：京都大学教授・徳賀芳弘）、2010 年 9 月。
- 大石桂一 [2011a] 「国際的会計基準の形成とエンフォースメント」『會計』第 179 巻第 1 号、2011 年 1 月。
- 大石桂一 [2011b] 「会計基準」斎藤静樹・徳賀芳弘編『企業会計の基礎概念』、中央経済社、2011 年 4 月。
- 大石桂一 [2012] 「会計基準設定のアウトソースと会計基準設定機関の変化」『企業会計』第 64 巻第 1 号、2012 年 1 月。
- 小賀坂敦 [2007] 「デファクト・スタンダードとしての会計基準の形成」『ソフトロー研究』第 9 号、2007 年。
- 藤田友敬 [2006] 「規範の私的形成と国家によるエンフォースメント」『ソフトロー研究』第 6 号、2006 年。
- 松原有里 [2008] 「会計とソフトロー」中里実編『政府規制とソフトロー』有斐閣、2008 年。
- Hail L., C. Leuz, and P. Wysocki [2010], “Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U.S.,” *Accounting Horizons*, Vol. 24 (2010).

2. 研究の目的

本研究の目的は、「会計基準設定のアウトソース」（民間機関による会計基準設定・国家によるエンフォース）が、なぜ世界的な主流になっているのか、そのあり方が国と時代でどのように異なっており、どのように変化してきたのか、および、今後、コンバージェンス/アドプションを経て国際会計基準審議会（IASB）へのアウトソースが行われるようになるのであれば、いかなる変化が予想されるのか、を明らかにすることである。本研究における具体的課題は次の通りである。

(1) アウトソースの源流

本研究の第 1 の課題は、1930 年代の米国において会計基準設定のアウトソースが行われた背景と経緯を明らかにすることである。この問題に関する研究を完結させるためには、

それ以前の 1920 年代の状況、および会計プロフェッションへと権限を事実上委譲したあとの SEC の変化を検証しなければならない。そうすることで、他の時代や国と比較する上でのベンチマークを確立することができる。

(2) アウトソースの現状と展望

本研究の第 2 の課題は、IASB への国際的な会計基準設定のアウトソースが進行している現在、なぜそのような事態が生じているのか、それは従来の問題の延長線上にあるのか、それとも会計規制の質的な変化を意味しているのかを明らかにすることである。そうすることで、将来への展望を得ることができる。

当初は、これら 2 つの課題に加え、戦後の日本における資源の偏在状況がどうであったのか、それが 1948 年の企業会計制度対策調査会の設置にいかに関結ついたのであるか、また当時の状況が 2001 年に ASBJ 誕生したときの状況とどのように異なっていたのかを明らかにすることを、第 3 の課題としていた。しかし、研究課題の優先度を勘案して研究を遂行したため、当該課題には結果的に十分に取組みすることはできなかった。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するためにとる方法として当初予定していたのは、(1)文献・史料を用いた歴史研究、(2)インタビュー調査による歴史研究、(3)現代的な問題に関する理論的・実証的研究、の 3 つであった。しかし、インタビュー調査については、インタビューとの調整ができなかったこと、および前述のとおり優先度を勘案して日本に関する研究は後回しにしたことから最終的には断念した。

4. 研究成果

(1) アウトソースの源流

この課題については、まず、1930 年代の米国において会計基準設定のアウトソースが行われた背景と経緯を明らかにするために、証券諸法が制定されるまでの間、ニューヨーク証券取引所 (NYSE) と会計プロフェッションがいかなる自主的な取り組みを行ってきたのか、法案にどのように対応したのかを考察した。その成果は、論文 にまとめられており、その中で明らかになった主な点は以下のとおりである。

証券法の制定に至るまでの間、ルール形成を担う中心的な「第三者」は NYSE であったが、株式市場が急激に増加した 1920 年代の中盤になると、NYSE は会計プロフェッションの専門能力を必要とするようになった。そこで、NYSE とアメリカ会計士協会 (AIA)

は公式の協力関係を築き、自主的規制によって会計・開示実務の改善に努めた。

しかし、そうした中で 1929 年の株価大暴落が起こり、証券法が制定された。証券法の制定過程において、会計士は影響力を行使することはできなかった。その理由の 1 つは、会計プロフェッションが AIA とアメリカ公認会計士会 (ASCPA) に分裂していたからであった。これに対して、証券法が制定されたからは状況が変化した。それゆえ、次に検討すべきは、1934 年証券取引所法の制定過程における会計プロフェッションの取り組み、会計プロフェッションと SEC の協力関係の構築、AIA と ASCPA の合併、アメリカ会計学会と AIA との「競合」、および会計プロフェッションに対する経営者の信認、といった点であることが明らかとなった。

この研究結果を受けて、上述の ~ の検討課題を中心に、1930 年代の米国における会計規制体制の確立過程に関する研究を行い、その成果を論文 として公表した。主な内容は以下のとおりである。

当該論文では、1930 年代の米国で会計プロフェッションによる会計基準設定という体制がなぜ確立されたのかを明らかにすべく、SEC が設立された 1934 年から、会計連続通牒 (ASR) 第 4 号の公表によってプライベート・セクターに会計基準設定が事実上アウトソースされた 1938 年までの間、SEC がどのような方針で会計規制に取り組んだのかを検討した。そこで明らかになったのは、SEC は、自らが会計基準を設定するためのリソース、とりわけ専門能力を持った人材が不足していたため、民間に基準設定をアウトソースした、ということである。

しかも、それは単なる「委任」や「権限委譲」ではなく、監督された自主規制という考えのもと、エンフォースメント (これはルールの承認という意味でのエンドースメントと、その執行という意味での狭義のエンフォースメントを含んでいる) を通じて SEC が民間の基準設定をコントロールする制度を構築したのである。

(2) アウトソースの現状と展望

この課題については、IASB がグローバルな会計基準設定主体としての地位を確立する過程に関する研究を行った。その成果は、論文 にまとめられており、その中で明らかになった点は以下のとおりである。

1980 年代におけるグローバル・スタンダードへの関心の高まりを受けて、米国 SEC は、証券監督者国際機構 (IOSCO) を通じて、IASB の前身である国際会計基準委員会 (IASC) への関与を強めていった。他方、1990 年代に入ると、域内市場統合を目指す EU も、IASC の公表する国際会計基準 (IAS) を域内統一基準として採用する可能性を検討するようになった。そうした中、IASC はグローバルな会計基準設定主体にふさわしい体制を構築

すべく、その組織改革に着手した。

米国を中心とするアングロ・アメリカ諸国は、少人数の専門家のみでボードを構成すべきとする「独立専門家モデル」を主張したのに対し、大陸欧州諸国は、様々な国や組織の代表によって大規模なボードが構成されるべきとする「代表性モデル」を主張した。当初 IASC は両者の混合モデルを模索したが、SEC の強硬な姿勢の前に「代表性モデル」派は譲歩を余儀なくされ、結局は「独立専門家モデル」に依拠したボードの設置という結果に終わった。こうして IASC は IASB へと改組されることになった。ここで IASB がその正統性の源泉として「代表性」ではなく「独立性」と「専門性」を選択したことが、その後 EU をはじめとする多くの国・地域、さらには国際金融規制のネットワークから会計基準設定をアウトソースされる上での重要な要因となったことが明らかになった。

(3) 本研究の総括

上述の研究成果をふまえ、本研究の総括として、1930 年代の米国において成立した「会計基準設定のアウトソース」という体制をベンチマークとして、他の時代や国・地域における会計規制の相違や変化を検討した。その成果は、著書として本年 6 月に刊行される予定である。

本書の目次は以下のとおりであり、そのうち、本研究助成による成果が含まれているのは、第 3 章～第 6 章、および第 11 章である。

序章 研究の目的と課題

第 1 部 会計基準設定のアウトソース

第 1 章 会計基準設定のアウトソース

仮説

第 2 章 証券二法の制定過程

第 3 章 SEC 創設期における会計規制の方向性

第 4 章 1933 年証券法の制定までの自主的会計規制

第 5 章 会計プロフェッションによる自主規制体制の確立

第 6 章 第 1 部の総括

第 2 部 規制のオーバーラップ

第 7 章 米国の石油・ガス会計

第 8 章 金融規制と会計規制の相克

第 3 部 会計規制の国際的展開

第 9 章 英国における PFI の会計

第 10 章 国際的な PFI 会計基準の設定と承認

第 11 章 グローバルな会計規制の枠組みとその変化

終章 総括と展望

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

大石桂一「米国における 1933 年証券法の制定までの自主的会計規制：ニューヨーク証券取引所と会計プロフェッションの取り組み」『経済学研究』、査読なし、第 79 巻第 5・6 号、2013 年 3 月、157-174 頁。

大石桂一「グローバルな会計基準設定主体としての IASB：IASC から IASB への組織改革」『経済学研究』、査読なし、第 80 巻第 5・6 号、2014 年 3 月、161-176 頁。

大石桂一「米国証券取引委員会の創設期における会計規制の方向性」『経済学研究』、査読なし、第 81 巻第 4 号、2014 年 12 月、271-294 頁。

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 1 件)

大石桂一『会計規制の研究』中央経済社、2015 年 6 月刊行予定、総ページ数 380 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大石 桂一 (OIHI Keiichi)

九州大学大学院・経済学研究院・教授

研究者番号：210284605

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：